

弁論要旨

2025年 1月15日

福岡地方裁判所第4刑事部 御中

被 告 人 グエン・ティ・グエット
(NGUYEN THI NGUYET)

被告人主任弁護人 池 上 遊

被告人 弁護 人 島 翔 吾

被告人 弁護 人 石 黒 大 貴

本件について弁護人らの意見を述べます。

第1 はじめに

グエットさんは無罪です。本件において、死体遺棄罪（刑法第190条）にいう「遺棄」があったといえないこと、グエットさんに死体遺棄の故意があったといえないこと、このたびの裁判を通じてこれらの点は十分に明らかとなりました。

第2 「遺棄」があったといえないこと

1 「遺棄」の解釈

(1) 令和5年最判の判示

死体遺棄罪（刑法第190条）の「遺棄」について、本件と同様に技能実習

生の孤立死産の事案で、一昨年、最高裁は次のように判示しています（最高裁判所令和5年3月24日判決、刑集77巻3号41頁）。

「刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される。したがって、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為が死体遺棄罪の『遺棄』に当たると解するのが相当である。そうすると、他者が死体を発見することが困難な状況を作成する隠匿行為が『遺棄』に当たるか否かを判断するに当たっては、それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある。」

(2) 令和5年最判の意義

令和5年最判では、死体遺棄罪における「遺棄」の概念が明示されたことが重要です。

すなわち、刑法190条の保護法益を「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情」であると捉え、それを侵害する行為を刑法190条が禁じているところ、「遺棄」とは、具体的には、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害し得る「習俗上の埋葬等とは認められない態様」で死体等を放棄または隠匿する行為である、との理解が示されたのです。

死体遺棄罪は、社会的法益に対する罪、とりわけ風俗犯として理解されています。死者を懇ろに葬り追慕と祭祀の対象とすることは、古今東西人間の慣わしとして行われてきた宗教風俗にほかなりません。ゆえに、死体遺棄罪はこうした宗教風俗を保護するものであって、具体的には、公衆の一般的な宗教感情、死者に対する追悼・敬けん感情を保護法益とするのが判例・通説でした（例え

ば、名古屋高判昭和27年12月26日高刑特30号27頁、東京高判昭和56年3月2日高検速報(昭56)号108頁)。また、死体遺棄罪の実行行為である「遺棄」とは、死体の「放棄」のみならず「隠匿」をも含む、とするのが確立された判例でもあります(例えば、最判昭和24年11月26日刑集3巻11号1850頁、最判昭和26年6月7日裁判集刑47号405頁)。

このように、令和5年最判が示した死体遺棄罪の保護法益や「遺棄」の概念は、従前の判例・学説にも見られるもので、特に目新しいものではありません。それでも、最高裁として、保護法益に照らし、死体遺棄罪における「遺棄」の概念を明示したという点に意味があるといえます。

(3) 「遺棄」該当性を判断するうえでの考慮事情

こうした死体遺棄罪における「遺棄」の理解をもとに、令和5年最判は、行われた隠匿行為の「遺棄」該当性を判断するうえでの考慮事情についても明らかにしました。

すなわち、隠匿行為が「葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否か」という観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要がある(前記二重下線部) というものです。

令和5年最判が示した保護法益に照らせば、死体の放棄・隠匿であれば直ちに死体遺棄罪における「遺棄」に当たるというわけではなく、死体の放棄・隠匿のうち、特に習俗上の埋葬等とは認められない態様、言い換えれば、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する態様の死体の放棄・隠匿が、それに当たるということです。

したがって、行われた死体の放棄・隠匿が死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する態様であるか否か、問題となっている行為それ自体の意味が問題とされるのが本筋なのであり、令和5年最判はこのことを示したといえます。

なお、ここでは「習俗上の埋葬等とは認められない態様」ではなく、「習俗上の埋葬等と相いれない処置」という表現が用いられていますが、令和5年最判で示された死体遺棄罪における「遺棄」の理解に基づけば、これは結局、「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情に照らして許容されない処置」と考えられます。

したがって、このような令和5年最判の遺棄該当性判断ロジックによれば、死体の隠匿について、それが「習俗上の葬祭の準備・一過程」として行われたものとは言い難いとしても、「その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえないもの」、換言すれば「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情に照らして許容され得る処置」であれば、死体遺棄罪における「遺棄」には該当しないということになります。

(4) 令和5年最判の考え方が死体の「放棄」の事案にもあてはまること

ところで、令和5年最判は、死体の「隠匿」が死体遺棄罪に当たるか否かが問題となったものです（前記波下線部）。

もっとも、さきほど述べたように、死体遺棄罪の一般論として、死体の放棄・隠匿であればただちに死体遺棄罪における「遺棄」に当たるというわけではなく、死体の放棄・隠匿のうち特に習俗上の埋葬等とは認められない態様の死体の放棄・隠匿、言い換えれば、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害する態様の死体の放棄・隠匿が死体遺棄罪における「遺棄」に該当すると令和5年最判は述べており、死体の放棄が問題となった場合においても、行われた放棄行為それ自体の実質的意味が問われなければなりません。

(5) 小括

ここまで、令和5年最判によって明らかにされた「遺棄」の解釈について述べてきました。

本件では、そのような「遺棄」に該当することについて検察官による立証がなく（次項）、「遺棄」に該当するといえない事情があること（3項）から、「遺

棄」があったとはいえないのです。

2 検察官による立証がないこと

(1) 「投棄」とはなにか

起訴状では、「投棄」行為が問題にされています。

「投棄」とは、令和5年最判が述べる「放棄」・「隠匿」のいずれに当たる行為なのでしょうか。検察官はこの点をあいまいにしたままです。

(2) 習俗上の埋葬等とは認められない態様の立証がないこと

起訴状及び検察官冒頭陳述によれば、遺体を入れたのが「ごみ箱」であったことが強調されていますが、逆に言えば検察官はそれを主張するのみです。

確かに、ごみ箱に入れること自体は通常の「葬祭の準備又はその一過程」ではありません。しかし、令和5年最判が判示するとおり、「葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要」があります。

検察官はこの法廷で、「その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置」であると十分に立証できているといえるのでしょうか。本件事案における、「習俗上の埋葬」とは何か、社会情勢やグエットさんの出身国であるベトナムにおける葬送の状況がどのようなものか等も含め、私たち弁護人はそのような立証はされておらず、「遺棄」にあたらないと考えています。

ここからは弁護人らが考える「遺棄」に当たるといえない事情について述べます。

3 「遺棄」に当たるといえない事情

(1) 本件は第一次葬までの遺体の取り扱い方が問題になっていること

ところで、一般に、遺体の葬祭過程は、遺体に直接の処理を行う土葬や火葬などの第一次葬と火葬がなされた場合における焼骨の処理などの第二次葬で区別されます。遺体の取り扱いの問題においては、この①第一次葬までの遺体の

取り扱いのあり方、②第一次葬のあり方、③第二次葬のあり方の3段階で整理することが適切です。たとえば、一部の国で行われている「鳥葬」が許容されるかについては、②第一次葬のあり方をめぐる問題であり、海への散骨が認められるかは、③第二次葬のあり方をめぐる問題です。

令和5年最判の事案は、死産当日に遺体を段ボール箱に入れて自室の棚に置いた行為が問題になっており、その後に土の中に埋めるといった遺体の処置の是非が問題になっているわけではありません。すなわち、①第一次葬までの遺体の取り扱いのあり方が問題となる事案でした。

本件では、グエットさんが、孤立死産したわが子の遺体を交際相手や監理団体からの追及を回避するために、ごみ箱に一時的に置いたもので、客観的にも遺体はグエットさん自身が回収可能な場所に置かれていました。したがって、火葬や埋葬等のあり方という②第一次葬のあり方が問題になっている事案ではなく、①第一次葬までの遺体の取り扱いのあり方が問題になる事案といえます。

このような①第一次葬までの遺体の取り扱いのあり方については、令和5年最判の「その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置」といえるかがまさに問題となります。「習俗上の埋葬等と相いれない」取り扱いがされたのであれば、最終的に社会的な習俗に従った死体の埋葬等が行われず、死体遺棄罪の保護法益が侵害される危険性が高まるといえます。例えば、遺体の「隠匿」の事案である令和5年最判の原審は、「適切な時期に葬祭が行われる可能性を著しく減少」させる行為が遺棄に該当すると判断しています（福岡高判令和4年1月19日）。すなわち、「習俗上の埋葬等と相いれない処置」であるか否かについて、適時適切な第一次葬を妨げる行為か否か、という判断指標で判断しているということです。これに対し、②第一次葬のあり方が問題になる場面では、端的に当該行為が、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為に当たるかどうかを判断することになるものと考えられます。

(2) 遺体の状態

グエットさんが孤立死産した遺体は、浸軟児でした（甲3）。正常に出産された通常の赤ちゃんとは似ても似つかない遺体で、この法廷で蓮田医師は次のように証言しています。

「赤ちゃんのご遺体の表皮がむけている、そういった状況がございまして、あまり死産児のああいう表皮というのは、皮膚の一番上の部分なんですけれども、それがやけどの痕みたいな感じでむけてる赤ちゃんの御遺体はない・・・」（蓮田証人調書10ページ）

「皮膚の防御作用がなくなって、身体の中に水がしみてくるわけなんですけれども、その赤ちゃんを子宮の中から取り出したときには、しみてきた水分が滴り落ちるとか、身体全体としてはむくんでるんですけれども、水っぽい感じの医学的には浮腫とよく言いますけれども、そういう水っぽい状況の身体になります。」（同11～12ページ）

また、蓮田医師は、このような浸軟の発生頻度は比較的 low、蓮田医師の経験としても浸軟の遺体に出会うのは数年に1回というレベルであると証言しています（同12ページ）。

このように、経験豊富な産婦人科医師ですら出会うことがまれな異常な遺体の状態、とりわけ、水を含んでいた状態も踏まえると、グエットさんが遺体をビニール袋に入れた行為を「習俗上の埋葬等と相いれない処置」ということはできません。そもそも、死体はむやみに人目にさらすものではないというのが一般的な宗教感情です。

(3) 遺体を置いた場所

グエットさんは事件当時、交際相手の家で寝泊まりしていました。その家には、ほかに同僚の技能実習生がもう1人寝泊まりしていました。そして、本件で遺体を置いたごみ箱の中に捨てられるごみは、通常、グエットさんと交際相手が2人でごみの集積場所まで運んでいました。集積場所まで運ぶ曜日や日付は定まっておらず、ごみ箱内にゴミがたまったら2人で持って行っていました。

したがって、グエットさんが遺体を置いた場所は、グエットさんが管理している個室で、共用部分などを含む他人が管理する場所ではなく、ごみ箱に遺体を置いた段階では、なお死体に対して支配性を及ぼしているといえます。

グエットさんは、死体をごみ箱の中から取り出すことは可能かつ容易であったといえ、墓埋法等の行政法規に則り、届け出を出すことも許可を得てから葬送を行うこともなお可能であったといえます。

また、グエットさんは、ごみ収集車に回収させたりごみ集積場に出すといった終局的処分にも未だ至っていません。

以上のとおり、遺体を置いた場所を見ても、適時適切な埋葬はなお可能であったといえ、グエットさんの行為を「習俗上の埋葬等と相いれない処置」ということはできません。

ごみ箱に入れたことが強調されていますが、同じ部屋の中のここに置けば有罪であるそこに置けば無罪などという線引きはいかにも不合理です。本件事案に照らして「ごみ箱」と述べていますが、一般に「ごみ箱」として売られていた箱ではなく、それを「ごみ箱」として扱うかどうかはその部屋の管理者の意思です。例えば、捨てようと思ってたたんで置いていた段ボール箱を組み立ててその中に遺体を置いた場合はどうでしょうか。何を「ごみ」とみるかもその部屋の管理者や元の占有者の意思によるのではないのでしょうか。部屋の中のごみ箱にいったん入れた物をあとで取り出す、ということを私たちは日常的に経験しています。

ごみ箱の中に置いたことが遺体を粗末に扱うことで快く思わない、としても、その行為は死体を粗末に扱ったというだけに過ぎません。あくまで「習俗上の埋葬等と相いれない処置」といえるか、適時適切な第一次葬を妨げたといえるかどうか、が検討されなくてはなりません。

(4) 遺体が置かれた際の客観的状況

グエットさんは2月2日12時頃、孤立死産しました。ビニール袋に入った

遺体をごみ箱の中に置いたのが同日13時半頃か14時頃です（被告人質問調書35ページ）。その後、2月3日2時7分に遺体が発見されるまでに、遺体をごみ箱の中にあったのは「約12時間」で、出産直後から数えても「約14時間」です。

一般的な葬送でも、例えば死亡の翌日に通夜式を行い、その翌日に告別式を行った後に火葬を行うとなれば、死亡から2日間葬祭に必要となります。火葬場の都合等でさらにそれ以上の期間が必要となることもしばしばありますが、そうした場合に死亡から2日以上経過してから葬送を行っても、適時性が失われることはありません。

また、墓埋法3条では、埋葬または火葬は、死亡または死産後24時間経過した後でなければ行ってはならないと定めており、一般的な葬送においても、少なくとも1日以上は必要となるということになりますが、この場合にも適時性が失われることはありません。

それよりも短い「約12時間」ないし「約14時間」の間遺体をごみ箱の中にあつたとしても、埋葬の適時性を失わせるに足らないということになります。

したがって、グエットさんの行為についても、なお遺体の適時適切な埋葬は可能なのであって、やはり「習俗上の埋葬等と相いれない処置」ということはできません。本件では、グエットさんが誰にも相談できないまま、病院に入院し、遺体を捜査機関が発見することとなって、グエットさんの遺体への支配性が失われたものです。

(5) まとめ

以上に述べてきたとおり、

- ・ 遺体の状態からすれば、ビニール袋に入れた行為自体は、遺体を粗末に扱うものとすらいえず、「習俗上の埋葬等と相いれない処置」といえません。
- ・ 遺体の置かれた場所は、グエットさんが寝泊まりしていた部屋で、ごみ箱に遺体を入れてもなお、遺体に対する支配性は失われておらず、適時適切な埋葬

を行うことを妨げたといえませんが、

・グエットさんの死産あるいは遺体が置かれてからごく短時間で遺体に対する支配性が失われたという客観的状況に照らしても、やはり適時適切な埋葬を行うことを妨げたといえませんが、

したがって、グエットさんがしたことが「習俗上の埋葬等と相いれない処置」ということはできず、「遺棄」に当たるといえませんが、本件の事実関係の中でごみ箱の中に置いたことだけを取り出して、判断することのないように求めます。

第3 死体遺棄の故意があったといえないこと

1 死体遺棄の故意があったといえる場合について

令和5年最判が示した「遺棄」の解釈によれば、グエットさんに死体遺棄の故意があったといえるためには、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を投棄する認識・認容が必要となります。

しかし、本件では、そのような事実はなく、グエットさんに死体遺棄の故意があったといえませんが、あらためて本件の事実経過を踏まえ、故意があったといえないことについて述べます。

2 本件の事情

(1) グエットさんは、本件事件当時20歳に達したばかりでした。出産は経験がなく、来日したのは半年程度前で、わが国における「習俗上の埋葬等」について、知識や経験は一切ありませんでした。グエットさんは、本国ベトナムの送り出し機関から、妊娠すれば技能実習のために来日できなくなると聞かされていました。そのため、性交渉をした後も、避妊薬を服用し続けており、来日前・来日後の各身体検査において、妊娠は発見されませんでした。

(2) グエットさんは、死産の2か月前、2023年12月に妊娠したかもしれないと気づきました。監理団体からも、来日後、妊娠すれば帰国しなければなくなると聞かされていました。グエットさんが、異国の日本において人生で

初めての妊娠を迎えたことへの不安と帰国による実習終了への恐怖を強く感じたことは容易に想像できます。

- (3) グエットさんは、妊娠について周囲の誰にも相談することができないまま、本件当日、経験したことのない陣痛に見舞われ、死産に至りました。

妊娠7～9か月程度（甲3）の早産で、グエットさんは出産することは事前に把握すらしていませんでした。

グエットさんが死産した男児は、子宮内で死亡後、数日程度経過していました（甲3）。グエットさんは、破水や大量の出血があり、遺体をそのままにしておくことはできないため、入れ物を求めて室内を探し回りました。ようやく見つかったのが白いビニール袋でした。

- (4) グエットさんは、交際相手以外の男性との間にできた子どものことを間もなく帰宅する交際相手に知られないようにするにはどうすればよいか、帰国させられないようにするにはどうすればよいか考えているうちに、体力の限界を迎え、他に置いておく場所も思いつかず、遺体をすぐそばにあったごみ箱の中にひとまず置きました。

- (5) ごみ箱の中に置いたあとも、自責と後悔の思いなどから、グエットさんは遺体を取り出して抱きかかえ、ビニール袋の中の様子を見ながら泣いて謝り、そしてごみ箱の中に戻すということを繰り返しました。

- (6) その後、グエットさんは、帰宅した交際相手らとともに、病院へ向かいました。グエットさんが遺体をごみ箱の中に置いてから「約12時間」で、警察が駆けつけ、遺体を発見しています。

- (7) 以上の経緯に加え、グエットさんは、この一連の出来事の中で大量の出血などから何度も失神するということがありました。入院後もヘモグロビン値が5.1 g/dl など異常な低値を示し、貧血の診断を受けていたこと（弁5、弁6）からもそのことが分かります。

3 検討

グエットさんは送り出し機関や監理団体から、妊娠したら帰国となる旨を繰り返し説明されており、グエットさんの性と生殖に関する自己決定権は強く制約されていました。

そのような中、先ほども述べたとおり、グエットさんは、交際相手以外の男性との間にできた子どものことを問もなく帰宅する交際相手にどうすれば知られないようにできるか、帰国させられないようにするにはどうしたら良いか、体力の限界を迎え、他に置いておく場所も思いつかず、すぐそばにあったごみ箱の中にひとまず置きました。

体力の限界を迎え、と一言で述べましたが、その意味するところは蓮田医師の証言でも述べられたとおりです。すなわち、知識や支援がないことによって通常の出産時よりも出産時の痛みが相当強いと考えられること、一気に多量の出血をしたためにグエットさんがその思考力や判断力に大きな影響を受けていたと考えられること、そして、生まれてきた子どもが死産であった場合には、その疲労に加えて絶望も加わることになること、ヘモグロビンの数値について産婦人科医も大丈夫かと緊張するくらいの数字で、それと整合する重症の貧血状態として、目まい・頭痛・吐き気・脱力感が強かったと考えられること、そのような肉体的精神的に極限の状態でとりあえず取った行動に過ぎないということことです。

グエットさんは、ごみ箱に一時保管しておき、当然、体力が回復し、周囲に相談して、遺体をごみ箱から取り出そうと考えていました。ところが、帰宅した交際相手らの勧めで病院を受診し、入院しなければならなくなりました。一時保管されていた遺体は、病院の通報により発見されたに過ぎません。

以上の経緯を踏まえると、グエットさんが遺体をあえて「投棄」しようとしたとはいえませんし、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を投棄する認識・認容を認めることも困難というほかありません。少なくとも、グエットさんに「習俗上の埋葬等と相いれない処置」に及ぶ故意を認めるには合理的な

疑いが残ります。

4 まとめ

以上のとおり、グエットさんには、死体遺棄の故意があったとはいえません。

第4 結語

よって、本件においては、死体遺棄罪（刑法第190条）の「遺棄」があったといえず、死体遺棄の故意があったともいえないので、グエットさんは無罪です。

子どもは女性ひとりで妊娠するものではありません。本件のような事案を逮捕、勾留、起訴し、有罪にするということになれば、孤立死産はすべて女性ひとりが罪と罰を負わなくてはならないという誤ったメッセージを社会に発信することになりかねません。捜査機関に知られないようにするためにより一層孤立死産の状況が悪化、深刻化するだけではないでしょうか。

出産に至るまでの女性の肉体的精神的な疲労は大変なものですが、出産に際しての女性の肉体的精神的な疲労も大変なものです。それにもかかわらず、孤立出産という形で妊娠・出産に係る事柄にすべて一人で対処しなければならないとなれば、その疲労もより大きなものとなります。そして、生まれてきた子どもが死産であった場合には、その疲労に加えて絶望も加わることになります。そうした孤立出産をしたものの死産であった女性に対して、出産後にまず求められるのは、司法的アプローチではなく、何よりも肉体的精神的なケアといった福祉的アプローチです。

憲法学者の方で次のような意見を述べている方もいます。

「仮に、刑法190条において、第一次葬に向けた死体の取扱いが適切に行われることも保護法益に含まれ得るのだとしても、第一次葬が、葬祭義務者によって適時適切に行われることが最大の保護法益であることは疑いが無い。しかし、第一次葬に向けた死体の取扱いについて処罰を

行うことは、結果として、適切に葬送義務を果たすことから母親を遠ざけることになってしまう。さらに、孤立出産後の母体は早急に医療の受診が必要となるところ、出産直後の行為の刑罰化は、母体をも危険に晒す要因となるかもしれない。葬祭義務者による適時適切な葬送という究極的な保護法益という観点からは、第一次葬前のお産直後の母親の行動については原則として不可罰とし、むしろ、公官庁への相談と告知をし易くするような環境を整えることのほうがより適切な政策であると思われる¹。

本件にも当てはまる極めて重要な意見です。

そもそも、本件において「死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情」という法益侵害があったといえるのでしょうか。個人の価値観が多様化した現在では、個人の宗教的感情や敬けん感情というものも大きく変化、多様化しているという事情も踏まえらるべきです。令和5年最判を経て本件もまた死体遺棄罪に関するものであり、とりわけ死体遺棄罪の成立を争っている事件であるということから、御庁の判断および判断に至った理由について、学界において大いに注目されることも予想されます。

弁護人らの意見を踏まえ、本件を必ず無罪としていただくようあらためて求めます。

以上

¹ 木下昌彦「孤立出産と死体遺棄罪の憲法問題：技能実習生孤立出産事件意見書」神戸法學雑誌73巻1号（2023年）18～19頁。